

○ 試験の不正行為に対する懲戒処分等に関する内規
(平成6年7月5日制定)

(目的)

第1条 この内規は、二松学舎大学学則第50条の規定に基づき、不正な手段を用いて第2条に定める試験を受験した学生の懲戒処分等について必要な事項を定めることを目的とする。

(不正行為の定義)

第2条 この内規において「不正行為」とは、定期試験、追試験、再試験および授業時試験のうち授業担当者が定期試験に準ずるものとする試験（いずれもレポート試験・実技試験・オンライン試験を含む）においてなされる次の各号に掲げるいずれかの行為をいう。

- 一 受験者が他の受験者の答案を見たり、又は他の受験者に見せたりすること。
- 二 受験者が、持ち込みあるいは使用が許可されていないノート、教科書、電子機器等を使用すること。
- 三 受験者がカンニングペーパー又はこれに類するものを使用すること。
- 四 受験者が答案を相互に交換し、解答を作成すること。
- 五 レポート試験等における剽窃行為。
- 六 他の者が受験者に代わって受験し、又は受験者が他の者を代わりに受験させること。あるいは他の者が作成したレポート等を自らが作成したと偽って提出する行為。
- 七 その他、前各号に類すると認められる行為。

(不正行為が発覚した場合の措置)

第3条 不正行為が発覚したときは、学生の懲戒処分等に関する内規第5～7条に基づき対応を行う。監督者、監督責任者（レポート試験・実技試験・オンライン試験においては、当該試験科目担当教員）及び学務局長はそれぞれ次の措置をとる。

- 一 監督者又は監督責任者は、不正行為を発見したときは、当該不正行為の事実関係を確認し、証拠品があれば没収し、当該試験場の監督責任者がこれを保管する。
- 二 監督責任者は、当該不正行為について、状況報告書を作成し、没収した証拠品とともに教務課長及び学生支援課長を経由して学務局長に提出する。
- 三 学務局長は、不正行為を行った学生（以下「不正行為者」という）の所属する学部の学部長に報告する。
- 四 当該学生は、処分が確定するまでの間、当該授業科目以外の授業科目の試験を受験することができる。

ただし処分確定後は第6条に定める取り扱いに従うものとする。

(懲戒処分の審議と決定)

第4条 懲戒処分の決定は、教授会の議を経て学長が行う。

- 2 学部長は、前条第三号の報告を受けたときは、教授会を招集する。
- 3 教授会は、不正行為者に対する懲戒処分について審議する。この審議において、教授会は、学務局長、監督責任者及び監督者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 4 学部長は、教授会における審議の結果を学長に報告する。

(懲戒処分等の内容)

第5条 不正行為者に対する処分の基準は、次の各号の定めるところによる。

- 一 第2条第一号から第五号に掲げる行為及びこれらに類する行為を行った不正行為者に対する処分は、3週間の停学とする。
- 二 第2条第六号に掲げる行為又はこれに類する行為を行ったとき、及び不正行為が再度に及んだときは、無期停学又は退学処分とする。
- 三 当該不正行為の様態や計画性の有無を勘案し、停学及び無期停学又は退学の懲戒処分にはあたらないと教授会の議を経て学長が判断するときは、嚴重注意とする。

(懲戒処分者等の試験科目等の取り扱いについて)

第6条 第5条第一号及び二号に定める懲戒処分を受けた者については、当該学期における当該試験科目及びすべての履修科目の単位を認定しない。

- 2 第5条第三号に定める嚴重注意を受けた者の試験科目の取り扱いについては、当該学期における当該試験科目の単位を認定しないこととする。

(処分の通告)

第7条 処分の通告は、次のとおりとする。

- 一 停学処分及び退学処分の通告は、学生の懲戒処分等に関する内規第9条に基づき行う。
- 二 嚴重注意は、学長又は学部長が当該学生に対して口頭で行う。

(処分の公示)

第8条 大学が停学及び退学の懲戒処分を行った場合には、学生の懲戒処分等に関する内規第10条に定める公示を行う。

(懲戒処分を受けた者の指導)

第9条 不正行為によって停学処分を受けた者に対しては、学生の懲戒処分等に関する内規第11条に定める指

導を行う。

(補 則)

第10条 試験場において監督者の指示に従わない受験者がいたときは、監督責任者は当該受験者に対し、試験場から退場を命じることができる。

2 前項の規定により退場を命じられた受験者の試験科目については、受験しなかったものとして取り扱う。

(事務担当)

第11条 試験の不正行為に対する懲戒処分等に関する事務は、学生支援課が担当する。

(改廃)

第12条 この内規の改廃は、大学審議会及び大学運営会議の議を経て、学長の承認を得たのちに行う。

附 則

この内規は、平成6年7月5日より施行する。

附 則 (平成8年3月19日)

この内規は、平成8年4月1日より施行する。

附 則 (平成25年3月26日)

この内規は、平成25年4月1日より施行する。

附 則 (2024年2月20日)

この内規は、2024年4月1日から施行する。